

公立大学法人北九州市立大学における会計監査人の選定に係る 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 業務の名称

公立大学法人北九州市立大学（以下「法人」という。）における会計監査人業務

2 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、法人は、法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要がある。

また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（北九州市長）が選任することとなっていることから、この度、法人の会計監査人を選定するための企画提案の募集を市が行うもの。

3 業務の概要

別紙「公立大学法人北九州市立大学における会計監査人の選定に関する業務仕様書」のとおり。

4 事業にかかる予算上限額

16,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

※北九州市立大学の令和7(2025)年度予算

5 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

6 会計監査人の選任と契約の締結

(1) 契約の相手方等

本業務については、特別な理由がない限り最優秀提案者を選定事業者とする。

選定後、北九州市長は、法第36条の規定に基づき法人に対して選定事業者を会計監査人として選任した旨通知し、選任された会計監査人は、法人と監査契約に向けた協議を行う。

(2) 法人と選定事業者との契約

ア 協議が整った場合は、選定事業者から法人に対し、あらためて見積書を提出し、契約を締結すること。

イ 契約金額は、企画提案書に盛り込まれた監査見積書の金額を基本とするが、業務内容の見直し等により、法人と契約予定者の協議により変更できるものとする。

7 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（令和7年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。（ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和8年度及び令和9年度についても再任する方針とする。）

8 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人（以下「監査法人等」という。）であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (3) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (4) 公認会計士法第34条の2第2項による処分を現に受けていないこと。
- (5) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (6) 北九州市から指名停止を受けている期間でないこと。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

10 応募手続

- (1) 応募書類（A4版縦型、様式は任意）

- 監査業務企画提案書

- ア 会社概要

- ① 名称、代表者氏名、所在地及び資本金
- ② 営業収益、経常利益、当期利益（直近の事業年度）
- ③ 国内営業所及び営業所毎の人員（代表社員数、公認会計士数）
- ④ 今回監査を担当する事務所の名称・所在地

- イ 監査実績（前年度）

国立大学法人、公立大学法人、学校法人、地方自治体への監査実績

※ 各法人等の区分ごとに、法人名及び具体的監査業務の内容（支援業務を含む）を記載すること。

- ウ 監査方針

- ① 監査基本方針及び着眼点、重点項目、監査の種類等
- ② 指導的機能に関する考え方
- ③ 監事との連携に関する考え方
- ④ 本市との連携に関する考え方

※ 会計監査の結果や協議を要する事項等について、政策局総務課と少なくとも年1回、意見交換の実施を行うこと。

※ 大学法人の会計の現状・課題認識を踏まえて、北九州市立大学に特に提

案する内容があれば記載すること。

エ 監査実施計画

① 監査実施日程

令和7年事業年度分について記載すること。

なお、令和8年事業年度及び令和9年事業年度分について、令和7年事業年度分と異なることが見込まれる項目があれば参考として記載すること。

- ・ 監査スケジュール及び監査業務に要する年間の日数
- ・ 具体的な監査業務の内容

② 監査体制

- ・ 監査責任者と補助者の構成及び役割
- ・ 監査予定者の実務経験及び監査実績

オ 過去3年以内（令和4年4月から令和7年3月まで）の処分等の状況

- ・ 法人又は社員等に対する公認会計士法に基づく業務改善指示及び処分があった場合はその内容と対応
- ・ 日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューにおいて改善勧告があった場合はその内容と対応

○ 監査見積書

令和7年事業年度から令和9年事業年度までの3か年事業年度分を年度毎に記載すること。ただし、実際の契約額を保証するものではない。

ア 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 見積費用算定内訳

（報酬等単価を明記のうえ、業務日数、人数、必要経費（旅費等）の内訳を作成すること。）

ウ 見積費用の考え方

（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法も記載）

エ アドバイザリー業務の有償・無償を内容ごとに付記してください。

(2) 提出部数、提出期限

○ 提出部数 電子データ（正本、副本それぞれ1式 PDF形式とする）

（注）副本については事業者が特定できないよう会社名等はマスキングすること）

○ 提出期限 令和7年7月1日（火）必着

※ 企画提案書等の提出は、1社につき1提案までとする。

提案書作成及び応募にかかる費用は応募者の負担とし、返却は行わない。

(3) 提出方法、提出先

○ 電子メール（「15 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付）

（注）受信可能なデータ容量（9MB）を超える場合は、大容量ファイル転送サービス等のインターネット上のツールを用いて、提出してください。

○ 提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 北九州市庁舎3階
北九州市 政策局 総務課

(4) 質問の受付

○ 質問票により、「15 問い合わせ先」のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。また、送付した旨を電話連絡すること。

○ 質問の受付は、令和7年6月16日（月）までとする。

1.1 審査方法、選定結果の通知等

(1) 審査方法

企画提案書、見積書について書類審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を会計監査人として選定することとし、口頭審査は実施しない。なお、応募いただいた内容について、補足説明等をお願いすることがある。

(2) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は別紙「評価書」による。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、後日応募者全員に書面にて通知する。

(4) 選定結果の公表

ア 公表の方法

北九州市のホームページで公表する。

イ 公表の内容

最優秀提案者については、名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。

1.2 守秘義務について

提出された提案書は非公開とし、法人における会計監査人の選定に係る目的以外には使用しないものとする。

1.3 スケジュール（予定）

- ① 公募開始：令和7年6月2日（月）
- ② 質問締切：令和7年6月16日（月）
- ③ 公募締切：令和7年7月1日（火）
- ④ 審査：令和7年7月下旬まで
- ⑤ 選定：令和7年8月上旬
- ⑥ 契約：令和7年9月（選任された会計監査人と法人による契約）

14 その他

- (1) 応募書類を提出した後は、実施説明書、業務仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 応募書類に虚偽の記載が認められた場合、その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合は、失格（選定対象から除外）とする。これら等により北九州市または法人が損害を被った場合、賠償を請求することがある。
- (3) この要項に定めのない事項については、北九州市政策局総務課と協議の上、決定するものとする。

15 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1 北九州市庁舎3階
北九州市 政策局 総務課
担当：浦田、辻本
TEL (093) 582-2064 (直通)
メールアドレス：seisaku-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

評価書

評価基準		評価項目	配点
健全性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査法人は安定した経営状況にあるか。 ○ 監査を担当する事務所には、公認会計士等が十分配置されているか。 	(1) 会社概要 ①営業収益、経常利益、当期利益 ②国内営業所毎の人員 ③監査を担当する事務所の人員	5点
信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国公立大学法人等での実績が豊富か。 ○ 今回監査を担当する事務所の実績は豊富か。 	(2) 監査実績 ①国立大学法人 ②公立大学法人 ③学校法人 ④地方自治体	5点
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学への監査の視点はどうか。 ○ 北九州市立大学への提案は、具体的で効果的なものか。 	(3) 監査方針 ①監査基本方針・着眼点 ②指導的機能に関する考え方 ③監事との連携に関する考え方 ④本市との連携に関する考え方 ⑤北九州市立大学への提案	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査業務内容に不足・過多はないか。 ○ 監査業務内容に照らし、その日程・人員は適当であるか。 ○ 北九州市立大学の実態に照らして、対応可能な計画か。 ○ 監査体制及び監査予定者の実績は十分か。 	(4) 監査実施計画 ①監査スケジュール ②監査業務の内容 ③監査実施体制（構成、役割） ④監査予定者の実務経験、実績	15点
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査見積の積算内訳が明確であり、監査予定日数と見積額の整合性がとれているか。 ○ 提案書の監査実施計画等を踏まえ、経済的か。 ○ 監査日程等契約内容に変更が生じた場合の対応は合理的か。 ○ アドバイザリー業務への対応は経済的か。 	(5) 監査見積書 ①日数 ②積算内訳 ③見積の考え方 ④アドバイザリー業務	15点
特に配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3年以内に公認会計士法に基づく業務改善指示及び処分があった場合、または日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューにおいて改善勧告があった場合、その対応が十分であるか。 	対応が不十分な場合	-3点
合 計 点 数			
妥当性の評価	妥当である・妥当でない		